

1 利用料金

(1) 基本料金

(単位 円)

種別		時間区分		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで		
メインホール	平日	18,850	25,130	25,130	43,980	50,260	69,110		
	平日（使用しようとする日の2ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用）	5,650	7,530	7,530	13,180	15,060	20,710		
	土曜日、日曜日及び休日（以下「休日等」という。）	22,000	29,330	29,330	51,330	58,660	80,660		
	土・日・休日（使用しようとする日の2ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用）	6,600	8,790	8,790	15,390	17,580	24,180		
フラットホール	平日	9,420	12,560	12,560	21,980	25,120	34,540		
	休日等	12,560	16,750	16,750	29,310	33,500	46,060		
ギャラリー	平日（全室）	12,520	16,720	16,720	29,240	33,440	45,960		
	休日等（全室）	15,040	20,080	20,080	35,120	40,160	55,200		
	平日（分割A）	3,130	4,180	4,180	7,310	8,360	11,490		
	休日等（分割A）	3,760	5,020	5,020	8,780	10,040	13,800		
	平日（分割B）	3,130	4,180	4,180	7,310	8,360	11,490		
	休日等（分割B）	3,760	5,020	5,020	8,780	10,040	13,800		

	平日（分割C）	3,130	4,180	4,180	7,310	8,360	11,490
	休日等（分割C）	3,760	5,020	5,020	8,780	10,040	13,800
	平日（分割D）	3,130	4,180	4,180	7,310	8,360	11,490
	休日等（分割D）	3,760	5,020	5,020	8,780	10,040	13,800
	リハーサル室	5,020	6,700	6,700	11,720	13,400	18,420
	リハーサル室（楽屋使用）	2,510	3,350	3,350	5,860	6,700	9,210
講座室等	楽屋3—1	410	620	620	1,030	1,240	1,650
	楽屋3—2	410	620	620	1,030	1,240	1,650
	楽屋3—3	410	620	620	1,030	1,240	1,650
	楽屋3—4	410	620	620	1,030	1,240	1,650
	楽屋3—5	410	620	620	1,030	1,240	1,650
	楽屋3—6	620	830	830	1,450	1,660	2,280
	楽屋5—1	510	730	730	1,240	1,460	1,970
	楽屋5—2	510	730	730	1,240	1,460	1,970
	楽屋5—3	510	730	730	1,240	1,460	1,970
	楽屋5—4	410	620	620	1,030	1,240	1,650
	練習室1	1時間までごとに510					
	練習室2	1時間までごとに410					
	練習室3	1時間までごとに310					
	練習室4	1時間までごとに410					
	練習室5	1時間までごとに410					
	工芸室	4,180	5,330	5,330	9,510	10,660	14,840
	料理室	5,230	6,380	6,380	11,610	12,760	17,990
	和室	2,080	2,610	2,610	4,690	5,220	7,300
	講座室（1）	2,080	2,610	2,610	4,690	5,220	7,300
講座室（2）	2,080	2,610	2,610	4,690	5,220	7,300	
研修室	4,910	5,230	5,230	10,140	10,460	15,370	
研修室（分割使用）	2,610	3,130	3,130	5,740	6,260	8,870	
多目的室	4,500	6,000	6,000	10,500	12,000	16,500	

備考

- 1 原則として冷暖房費は上記基本料金に含むが、特殊な電気その他を使用するときは、当該費用を徴収する場合がある。

- (2) 堺市立東文化会館コミュニケーショングループ堺市立東文化会館管理運営規則第4条の2第1項の規定によるホール等の使用時間の繰り上げに係る利用料金及び同規則

第8条第3項の規定によるメインホール等の使用時間の超過に係る利用料金

(単位 円)

種別		利用料金
メインホール	平日	6,280
	休日等	7,330
フラットホール	平日	3,140
	休日等	4,190
リハーサル室		1,680
楽屋3-1		160
楽屋3-2		160
楽屋3-3		160
楽屋3-4		160
楽屋3-5		160
楽屋3-6		220
楽屋5-1		180
楽屋5-2		180
楽屋5-3		180
楽屋5-4		160

備考 楽屋は、メインホール、フラットホールと同時に使用しようとする場合に限り使用できるものとする。

(3) 使用料の加算及び減算の条件並びに割合の設定

次の表に基づき利用料金を加算、減算する。

条件	利用料金	備考
市外居住者(法人その他の団体又は事業所にあつては、その所在地が本市の区域外に存するもの)が使用するとき	基本料金にその5割を加算(10円未満切り捨て)	
利用者が入場料その他これに類するもの(講座等で利用者の生涯学習活動の促進に寄与すると認められるものを除く)を徴収するとき、又は物品の展示販	基本料金にその5割を加算(10円未満切り捨て)	営利を目的とする個人・団体であるか否かを問わず、原則、直接的に左記条件に記載する行為を行う場合は、加算対象とする。 ただし、入場料その他これ

売その他営利を目的とする行為を行うとき		に類するものを徴収するときであっても、実費相当額の場合は加算対象外とする。
ホールを練習や準備のために使用するとき	基本料金の7割を徴収 (10円未満切り捨て)	使用しようとする日の2ヶ月前の日以後の申込による使用で、舞台のみ使用する場合を除く。
使用しようとする日の2ヶ月前の日以後の申込による使用で、ホールの舞台のみ使用するとき	(1) 基本料金の表に記載のとおり	練習に限る。
ギャラリーを練習・準備のために使用するとき	基本料金の7割を徴収 (10円未満切り捨て)	
休日等を含み4日以上連続してギャラリーを使用するとき	平日の料金を徴収	

備考 使用区分ごとに予約した場合と、2使用区分又は3使用区分を通し予約した場合に同額とならない場合があるため、「昼間」「昼夜間」「全日」の使用区分に対し加算減算を行う場合は、総額に対し対象となる割合を乗じる。

(4) 附属設備使用料金

(単位 円)

種別	区分	器具名等	数量	使用料金	備考
舞台設備	メインホール	音響反射板	1式	5,230	人件費は別
		演台	1台	510	
		司会者台	1台	310	
		指揮者台	1台	510	譜面台付
		所作台	1式	5,230	化粧かまち付 人件費は別
		金びょうぶ(大)	1双	2,080	
		銀びょうぶ	1双	2,080	
		ピアノ(スタインウェイD-274)	1台	10,470	調律料は別
		ピアノ(スタインウェイD)	1台	3,140	調律料は別

		-274) (使用しようとする日の2か月前の日以降における申込で舞台のみの使用)			
		地がすり (黒・グレー)	各1枚	1,030	人件費は別
		シャ幕 (黒・白)	各1枚	1,030	人件費は別
		バレエシート (黒・グレー)	1本	200	人件費は別
フラット ホール		演台	1台	310	
		司会者台	1台	200	
		練習用指揮者台	1台	310	譜面台付
		金びょうぶ	1双	1,560	
		ピアノ (ヤマハS6B)	1台	3,130	調律料は別
		簡易ステージセット	1式	2,080	
ホール 共通		譜面台	1台	100	
		平台	1台	200	人件費は別
		国旗パネル	1枚	200	
		市旗パネル	1枚	200	
		ひもうせん (1間×2間)	1枚	100	
		ひもうせん (1間×8間)	1枚	200	
		落語セット	1台	1,560	見台、膝隠し及び小拍子付
		上敷 (3尺×4間/1間×2間)	1枚	100	
		上敷 (3尺×8間)	1枚	310	
		ピアノ椅子 (チェロ用)	1脚	100	
		コントラバス用椅子	1脚	100	
照明 設備	メイン ホール	アッパーホリゾントライト	1列	1,250	
		ローアホリゾントライト	1列	1,250	
		ボーダーライト	1列	830	
		ピンスポットライト2kW	1台	2,080	
		Aセット (講演会・研修会用)	1式	5,230	
		Bセット (式典・総会用)	1式	8,370	セット設備内容は、付表1のとおり
		Cセット (音響板用)	1式	10,470	
		シーリングライト1.5kW	1組	2,610	

		フロントサイドライト 1 kW	1組	830	
フラット ホール		アッパーホリゾントライト	1列	510	
		ローアホリゾントライト	1列	510	
		Aセット(講演会・研修会用)	1式	3,130	セット設備内 容は、付表2 のとおり
		Bセット(式典・総会用)	1式	5,230	
		ピンスポットライト 1 kW	1台	1,030	
		パーライト	1台	510	
ホール 共通		スポットライト 1 kW	1台	310	
		スポットライト 0.5 kW	1台	200	
		エフェクトスポットライト	1台	510	
		エリプソイドイルスポット ライト	1台	830	
		ディスクマシン	1台	510	
		スパイラルマシン	1台	510	
		マルチストロボ	1台	510	
		波マシン	1台	510	
		ミラーボール	1台	1,030	
		星球セット	1式	1,030	
		持込み器材電気使用料 1 kW	1時間につき	100	
	音響 設備	メイン ホール	マイク 3点吊り	1式	3,130
ホール 共通		スピーカー	1台	1,030	
		ステージスピーカー	1台	2,080	
		有線マイク	1本	1,030	
		ワイヤレスマイク	1本	1,560	
		拡声装置	1式	4,180	
		カセットデッキ	1台	1,030	
		CDプレーヤー	1台	1,030	
		MDプレーヤー	1台	1,030	
		DVDプレーヤー	1台	1,030	
		サブミキサー	1台	3,130	
		マルチケーブル	1本	510	

		ダイレクトボックス	1台	510	
		持込み器材電気使用料 1 kW	1時間につき	100	
映写設備	メインホール	16ミリ映写機	1式	5,230	スクリーン付
		プロジェクター	1式	5,230	スクリーン付
		スクリーン	1式	1,560	
	フラットホール	プロジェクター	1式	3,130	スクリーン付
		スクリーン	1式	1,030	
	ホール共通	移動スクリーン (2m×2m)	1台	510	
その他の設備	シャワー室		1室	510	
ギャラリー	マイク・スピーカー付きポータブルデッキ		1台1日につき	310	
	ワゴンアンプ		1台	1,030	
	マイク		1本	310	
	スピーカー		1台	310	
	スポットライト		1台1日につき	50	
	展示ケースA		1台1日につき	1,030	
	展示ケースB		1台1日につき	1,030	
	展示ケースC		1台1日につき	1,030	
	展示用平台		1台1日につき	100	
リハーサル室	ピアノ (カワイRX-B)		1台	3,130	調律料は別
	マイク・スピーカー付きポータブルデッキ		1台1日につき	310	
	マイク		1本	310	
	スピーカー		1台	310	
	ワゴンアンプ		1台	1,030	

	譜面台	1台1日 につき	50	組立式
	譜面台	1台	100	
練習室	ピアノ（ヤマハA1L）	1台1日 につき	310	調律料は別 練習室1に限 る
	パワードミキサー	1台1日 につき	310	
	マイク	1本1日 につき	310	
	スピーカー	1台1日 につき	310	
	ドラムセット（スティックは除く。）	1式1日 につき	510	
	シンセサイザー	1台1日 につき	310	
	ギターアンプ	1台1日 につき	310	
	ベースアンプ	1台1日 につき	310	
	譜面台	1台1日 につき	50	組立式
	バンドセット	1式1日 につき	1,560	セット内容は 付表3のとおり
生涯学習施設	ビデオプロジェクター	1台1日 につき	2,080	
	音響システム	1台1日 につき	1,030	
	陶芸焼窯	1台1時 間につき	510	

備考

- 1 1区分あたりの料金は、午前、午後及び夜間の使用区分ごとに1回として計算する。
- 2 メインホール、フラットホール、ギャラリー、リハーサル室等で人件費等を要する場合がある。

- 3 機器を持ち込み、施設の電気を使用するときは、当該機器の定格消費電力1キロワットにつき使用1時間までごとに100円を徴収する。
- 4 その他本表において使用料金を規定していないものに係る使用については、実費を徴収する。
- 5 スポットライト、展示ケースA・B・C、展示用平台の料金は4日分を上限とし、換算する。
- 6 施設附属設備は、当該施設の利用者が当該附属設備を使用しない場合、他の施設でも使用できるものとする。

<付表1>メインホール照明設備 セット内容

種別\区分	器具名等	数量
Aセット (講演会・研修会用)	シーリングスポットライト	1列
	フロントスポットライト	2組
	ボーダーライト	1列
	エリプソイダルスポットライト	2台
Bセット (式典・総会用)	シーリングスポットライト	1列
	フロントスポットライト	4組
	ボーダーライト	3列
	エリプソイダルスポットライト	2台
Cセット (音響板用)	天井反射板ライト	1式
	シーリングスポットライト	3列
	フロントスポットライト	6組
	エリプソイダルスポットライト	2台

<付表2>フラットホール照明設備 セット内容

種別\区分	器具名等	数量
Aセット (講演会・研修会用)	パーライトハロゲン	5台
	平凸レンズスポットライト	2台
	フレネルレンズスポットライト	8台
Bセット (式典・総会用)	パーライトハロゲン	10台
	平凸レンズスポットライト	2台
	フレネルレンズスポットライト	8台

＜付表3＞練習室バンドセット設備 セット内容

種別\区分	器具名等	数量
バンドセット	パワードミキサー	1台
	マイク	4台
	スピーカー	2台
	ドラムセット	1台
	シンセサイザー	1台
	ギターアンプ	2台
	ベースアンプ	1台

2 開館時間

午前9時から午後10時まで（文化ホール・生涯学習施設ともに共通。ただし生涯学習施設は毎週月曜日は午後5時まで開館・受付）

3 休館日

[文化ホール棟]

- (1) 毎週水曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は開館する。）
- (2) 12月29日から翌年の1月4日まで

[生涯学習棟]

12月29日から翌年の1月4日まで